

事務連絡
令和3年2月5日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び
区域変更に伴う周知依頼について

日頃より、厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都道府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとされました。

また、令和3年2月2日付けで、同条第6項の規定に基づき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、あわせてお知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴下団体等への周知に御協力をお願いします。